

大切な自分 大切なあなた

自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育てよう

人権教育の目標

一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「**自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること**」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」より

推進目標

推進体制を
確立しよう

正しい
知識と認識を
深めよう

指導内容と
指導方法を
工夫しよう

家庭・地域等
との連携を
図ろう

点検・評価に
よる見直し、
改善をしよう

重点事項

実施体制の確立、
計画の
作成・見直し

研修の充実
(参加型・体験型
の手法等)

指導方法の工夫、
体験活動の充実

積極的な啓発活動、
関係機関との連携

学校評価の活用

積極的生徒指導の 取組と人権教育

積極的生徒指導の取組

自己指導能力の育成

社会の一員として自己実現できるような資質・能力・態度を育む。

- 一人一人の児童生徒の個性の伸長
- 社会的な資質や能力・態度の育成

- 自発的、自立的に自らの行動を選択し、実行し、責任をとる経験の積み重ね

- 自ら追求する目標の確立

- 自己理解、自己受容

人権教育の目標

人権尊重の理念の理解と体得

「**自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること**」ができ、それが具体的な態度や行動に現れるようにする。

- 自己についての肯定的態度



- 他の人と共によりよく生きようとする態度、規範等を尊重し義務や責任を果たす態度

- 他人の立場に立つ想像力
コミュニケーション能力
人間関係を調整する能力

学校・学級での生活、学習活動の中での

- 自己存在感
- 受容的・共感的・支持的な人間関係
- 自己決定、自己自身の行為への責任



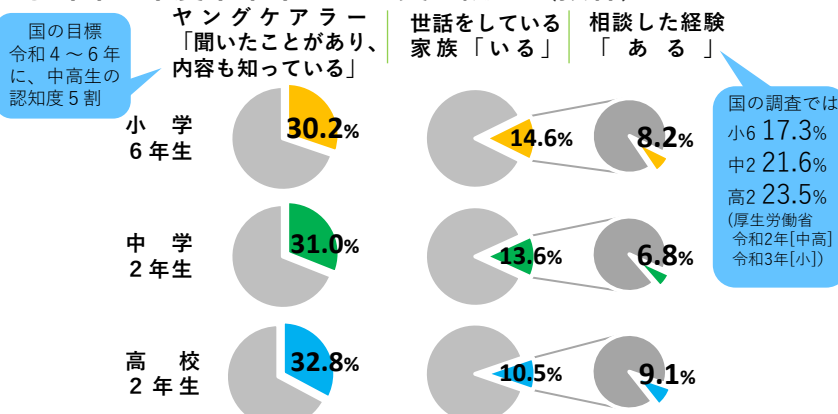
今日的な課題

ヤングケアラー

● ヤングケアラーとは

法令上定義はないが、一般に「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」のこと

● 令和4年度千葉県による実態調査（抜粋）



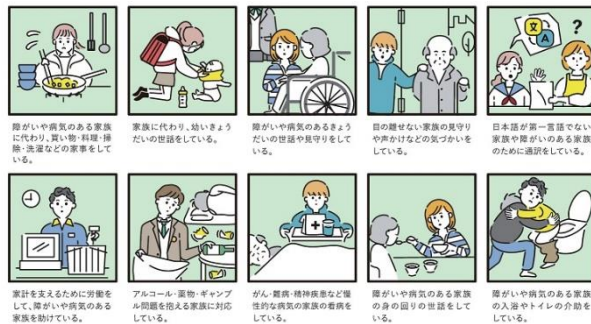
● 学校の役割

認知度向上のために

教職員への啓発促進 発見→関係機関との連携、相談体制
児童生徒の認知 啓発資料の紹介、授業での取り扱い等

相談体制の充実

学校内の環境づくり（例 学校生活アンケートに項目を追加）
学校内の専門家への相談（例 SC、SSW）
学校外の相談窓口（例 中高生SNS相談@ちば）



出展：厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer.html>

児童虐待

● 児童虐待にあたる行為

身体的虐待…子どもが怪我を負うおそれのある暴行を加える
性的虐待…性的な満足を得るために、子どもに何かを行う、またはさせる
心理的虐待…子どもの存在を否定する言動、兄弟姉妹間の不当な差別的待遇、面前DV等
ネグレクト…著しい減食、長時間の放置、虐待行為の看過、通院させない、着替えさせない等

● 学校の役割—学校・教育委員会向け虐待対応の手引き（文部科学省令和2年6月）

確証がなくても通告する
虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関
保護者との関係よりも子どもの安全を優先する
通告は守秘義務違反にあたらない

● 参考資料

千葉県



左/ 千葉県教育委員会
令和2年度
「教職員のための児童虐待対応の手引き」
右/ 千葉県教育委員会
令和元年度
「教職員のための児童虐待対応リーフレット」

児童の権利に関する条約

● 児童の権利に関する条約とは

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約

● 4つの理念と4つの権利

4つの理念

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
差別の禁止（差別のないこと）

4つの権利

生きる権利 育つ権利 守られる権利 参加する権利

「こども基本法」
の基本理念に反映

● 千葉県の取組

千葉県

すべての子どもたちが持っている大切な権利について知ってもらうために「千葉県子どもの権利ノート」を作成しています。



● 学校の役割—児童生徒の意見表明

例えば、校則の見直しを検討する際に、児童生徒の意見を聴取する機会を設けたり、児童会・生徒会等の場において、校則について確認したり、議論したりする機会を設けることが考えられます。

性的マイノリティ

● 性的指向と性自認

L…レズビアン : 女性の同性愛
G…ゲイセクシュアル : 男性の同性愛
B…バイセクシュアル : 男女関わらず両性愛
T…トランスジェンダー : 身体と心の性の不一致
Q…クエスチョニング : 性的指向・性自認未確定

性的指向
(誰を好きになるか)

性自認
(自分の性をどう捉えるか)

● 身体、心、表現、恋愛

身体性…生まれたときに身体の形などにより判断された性
性自認…自身の性に対する自己認識の性
性的指向…恋愛の対象となる性
性表現…自身をどのように表現するかという性
服装や言葉遣いなど
時、場所、人との関係性により変化することもある

● 学校の役割—申し出待ちでない姿勢

掲示物、先生方の言葉選び、授業での扱い等、学校として理解ある姿勢を示すことこそ当事者にとって相談しやすい環境につながります。

● 参考資料

文部科学省平成28年4月1日通知「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」

文科省



文部科学省

様々な課題

千葉県では、「千葉県人権施策基本指針（改定）」にて、17項目の、個別の人権課題を掲げ啓発活動に取り組んでいます。今回は、その中から6項目を取り上げて紹介します。

法務省「DV」

法務省「セクハラ」

女性



家庭や職場における男女差別、性犯罪等の女性に対する暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシャル・ハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティ・ハラスメント）などの人権問題が発生しています。

内閣府



障害のある人

令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、障害者による情報の取得・利用・意思疎通に係る施策が、障害者でない者の社会生活にも資するものであることが記されました。

被差別部落出身者

インターネット上の差別書き込み、結婚における差別、差別発言、差別落書きなどの人権問題が発生しています。「部落差別解消推進法」（平成28年12月施行）では、「教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意」とされました。

法務省「同和問題」



インターネットを通じた人権侵害

インターネット上での誹謗中傷、名誉毀損、プライバシー侵害、偏見・差別の助長、情報流布、ネットいじめ、リベンジポルノなどの人権問題が発生しています。

法務省「インターネット」



外国人

不当な就職上の取扱い、アパート・マンションへの入居拒否、ヘイトスピーチ（人種、出身国、民族、宗教、性別、容姿、障害など自分から主体的に変える事が困難な事項に基づく偏見）等の人権問題が発生しています。

法務省「外国人」



拉致問題対策本部「アニメめぐみ」



北朝鮮拉致問題

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大問題です。

千葉県人権施策基本指針（改定）に明記された人権課題

- | | |
|------------|-------------------|
| 1 女性 | 6 外国人 |
| 2 子ども | 7 HIV患者・ハンセン病元患者等 |
| 3 高齢者 | 8 犯罪被害者とその家族 |
| 4 障害のある人 | 9 インターネットを通じた人権侵害 |
| 5 被差別部落出身者 | 10 災害時の配慮 |

11 様々な人権課題

- (1) 性的指向・性同一性障害
- (2) 刑を終えて出所した人
- (3) ホームレス
- (4) 生活困窮者
- (5) 中国残留邦人等
- (6) 北朝鮮当局による拉致問題
- (7) その他



千葉県人権施策基本指針（改定）

第三次とりまとめ補足資料（令和4年度版）の概要

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕平成22年」の、社会情勢の変化を折り込んだ補足資料「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料」が、令和3年3月に引き続き令和4年3月にも発表されました。令和3年度版からの主な改訂内容をまとめて紹介します。



第三次とりまとめ補足資料（令和4年度）

子ども

● 民法における懲戒権について

親から子に対する懲戒権について定める民法の規定が児童虐待を正当化する口実に利用されていると指摘されていることから、令和4年2月には、この規定を削除し、新たな規律を設ける等とする要綱が答申されました。

● こども家庭庁設置法

令和4年2月閣議決定された「こども家庭庁設置法案」では、令和5年4月1日にこども家庭庁を発足させること、子どもの虐待やいじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備をこども家庭庁が所掌すること等を定めています。

NITS研修動画

ハンセン病問題にかかる動向



● 国家賠償請求訴訟判決の受入れ

令和元年6月に、熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟について、原告勝訴の判決が出されました。政府としてはこれを受け入れ、控訴を行わないという判断をしました。

● 教材動画

令和3年12月に（独）教職員支援機構が提供する校内研修用のオンライン動画シリーズの1つとして、「差別の連鎖を断つーハンセン病問題から学び、伝える」が公開されました。

ビジネスと人権

● 行動計画の策定

企業活動における人権の尊重が国際的に注目されるようになり2011年、国際連合の人権理事会決議で「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持されました。日本では、令和2年10月、指導原則の着実な履行の確保を目指すものとして「『ビジネスと人権』に関する行動計画」を策定しました。

● 学校教育とのかかわり

「ビジネスと人権」に関する知識の習得を通じて児童生徒の視野を広げるとともに、学校や児童生徒をとりまく社会の安定と信頼、国際社会におけるこれからの日本の役割に係る考えを深める学習として、人権尊重社会の在り方を学ぶ取組が期待されます。

新型コロナウイルス感染症による偏見・差別への対応にかかる動向

法務省「感染症」



● 「平時」からの取組

政府のワーキンググループの提言では、偏見・差別をなくするための人権教育を充実されることが重要であり、感染状況が落ち着いている「平時」から取り組むべきこととされています。

● 新型インフルエンザ等対策特別処置法

令和3年2月に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が改正され、新型コロナウイルス感染症等による偏見・差別の防止について、国や地方公共団体の責務規定が新たに設けられました。

人権尊重の精神に立つ 学校作りの実践例

第42集では、「人権が尊重された学校づくり」について、授業づくり、教室環境づくり、校内環境づくりといった側面でのどのような取組が考えられるか例示しました。第43集では、実際に学校現場にて行われている取組の一部を紹介します。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」より

職員への啓発

9月の学校人権教育の重点	
1 目的	子どもから「LGBT」に関する相談を受けた時の心構えを持ちましょう。
2 現状（概要）	・LGBは「性的指向」、Tは「性的違和」の問題です。 ・人口比の8.9%存在する（電通ダイバーシティ・ラボ2018）とされます。これは左利きや、血液型ABの割合に相当します。・教師へのカミングアウト（告白、公言）は少ないが、保護者へ内緒での相談例もあります。
3 対策	・膠着したジェンダー教育、行き過ぎたジェンダー・フリー教育はともに不可、その中間でバランスをとる必要があります。・教師自身が正しい知識を持ちましょう。カミングアウトを勧めてはいけません。 ・いじめ以上に隠匿性が高いので、「相談してくれてありがとう」と受け、他の職員、保護者と情報共有する場合は、必ず当該児童の許可を得ましょう。 ・許可が得られない場合、他言はしません。 ・当事者である児童（保護者）の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて対応していくことが求められます。
4 参考資料	・性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（文科省通知） ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）文科省
5 まとめ	「男のくせに」はもう使わない時代です。

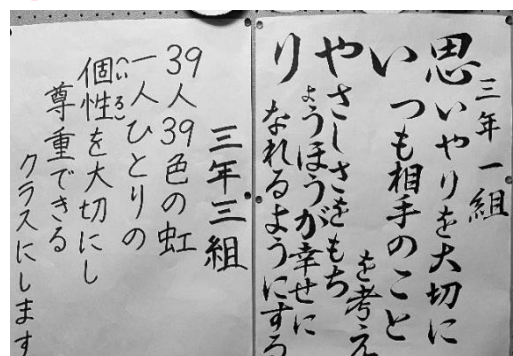
体験活動



アイマスク体験では、二人組になって、介助役が手を取ったり声をかけたりしながら、階段を上ったり椅子に座ったりするコースを、協力して移動することを通じて、相手の立場にたって行動する人権感覚を涵養します。

学校人権教育の今日的な課題等について「今月の重点」として職員会議で取り上げている例です。教職員の人権意識啓発は、児童生徒にとって、悩みを相談しやすい体制の構築につながります。

掲示物・人権コーナー



児童生徒の作品を廊下に掲示したり、児童生徒同士が講評をしあったりする活動は、創造する喜びや参加の実感につながります。また、人権関連のポスター等をまとめて掲示する人権コーナーの設置は、人権が尊重された校内環境づくりにつながります。

人権講話



校長、スクールソーシャルワーカー、外部講師等による人権講話は、児童生徒にとって、喫緊の人権課題についての知見を深める貴重な機会となります。

人権という視点で考えてみよう！

「あなたはどのように思いますか？」
（令和5年度版）より抜粋

確認項目	月 日実施	月 日実施	月 日実施
1 着替えは、女子のみ更衣室を使用することになっている。			
2 障害があっても普通学級にいる場合は、配慮はできないし、しなくて良い。			
3 「休み時間は、外に出て遊びなさい」と強く指導している。			
4 職員室の清掃も、児童生徒がすることになっている。			
5 作品等の出来が拙い児童生徒について、発表の機会を与えなかったり、他の児童生徒より少なくしたりすることがある。			
6 ミスに対して、他の部員の前で、大声で叱ることがある。			
7 子どもが教職員の手伝いをするのは、当たり前だと思う。			

見方や立場を変えることで課題が見えてくることもあります。

人権尊重という視点で自らの教育活動を振り返るための点検表として、継続的に活用しましょう。

